

あこがれの舞台 堂々の入場行進 全道ベスト8進出!



旭川市を会場に行われた第28回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会の出場権を手にした積丹町野球少年団は、7月27日全道14ブロックからの強豪16チームとともに入場行進を行いました。

29日に行われた1回戦は、留萌代表の古丹別野球少年団に持ち前のチームワークで3対1で勝利、続く2回戦は十勝代表の更別ジャガーズと対戦、あと1歩及ばず0対1で惜しくも敗れました。

「全道でも上位進出を」と一生懸命練習を重ね頑張ってきた子ども達。あこがれの舞台での2試合はきつと何かを掴み、より一層強いチームに育ち活躍することを期待いたします。

積丹町野球少年団



8月19日、美国町の研修広場で第4回積丹町少年野球大会が行われ、積丹町野球少年団が昨年に引き続き優勝、みごと2連覇を達成しました。

大会には、古平町、余市町、小樽市から計6チームが参加し行われました。

同少年団は2回戦から登場、地元開催で町内からたくさんのお客が応援にかけつける中、選手たちは力強い声援を受けて、余市強い子少年団に7対1、決勝戦では古平少年団に5対3で勝利し、優勝の栄冠を勝ちとりました。優勝おめでとうございます。

2連覇達成!

第4回積丹町少年野球大会

夢、実現に向け…。

注目の人



大保拓真くん (美国中3年)

美国小学校4年に積丹町野球少年団に入団以来、本格的に野球に取り組む。美国中学校入学とともに余市リトルシニア野球団に入団。100m12秒の俊足好打で1年生の秋からレギュラーに定着。2年生の秋からは主将を努める。全国大会では5番、中堅手として7打数5安打、3盗塁と活躍。左投げ左打ち。

第35回日本リトルシニア野球選手権大会が8月4日から9日まで東京都の神宮球場を主会場に行われ、余市リトルシニア野球団(原田岸雄監督、部員40人)は北海道31チームの代表として初出場、全国大会を経験しての思いや今後についてお話を聞きました。

全国大会はどうでしたか。ある程度やれる自信をもって望んだ大会でした。その中で全国チームは、部員数も多く選手間の切磋琢磨が激しく体格面、技術面などで全国レベルを肌で感じる事ができてよい経験だったと思っています。結果として3回戦まで勝ち進むことができたことは大きな自信となりました。

主将に指名された時はどんな気持ちでしたか。このチームは各学年にまとめ役を置いており、僕は1年2年とその役目をしていまし

た。監督に主将に指名された時は、かなり戸惑いや不安もあったけど、やるしかない、これまでの延長で慣れれば大丈夫と自分に言い聞かせてきました。道具の後片づけやグラウンド整備なども下級生にまかせるのではなく、自分たち上級生が率先してやることで手本をみせ、またみんなで整備することで選手間の連帯感が生まれてチームの一体感が生まれていきたいと思います。

これからの夢を教えてください。小学生の頃からの夢でもある甲子園に出場し、全国制覇を成し遂げ、プロ野球選手になれたら最高ですね。

今、こうして野球が出来ているのはずっと僕をあたたく支えてくれた人たちのおかげなので、夢と感謝の気持ちをお忘れずこれからも自分が出来ることを精一杯やっていきたいと思っています。

今城幸子さん（婦美町）

厚生労働大臣特別表彰

平成19年度全国民生委員児童委員大会が行われた7月5日、民生委員制度創設90周年を記念し、婦美町の今城幸子さんが厚生労働大臣特別表彰を受賞、8月3日に総合文化センターで行われた民生委員協議会定例会の席上、土田茂同協議会長より表彰状が伝達されました。

今城さんは、雑貨小売業を営む傍ら、民生委員児童委員として昭和46年から現在まで35年以上にわたり歴任され、低所得者や高齢者福祉に熱心に取り組み、自立更生などのほか高齢者の訪問活動にも積極的に取り組んできました。

特に、高齢者世帯が多い農村部の担当であるため、高齢者にもとより婦人問題や児童問題にも熱心に取り組み、その誠実な活動が高く評価され、このたび



の受賞となりました。

この受賞を心からお祝いすると共に、今後のますますのご活躍を期待いたします。

民生委員児童委員35年

積丹町商工会女性部

北海道開発局長表彰受賞

長年にわたり道路利用の促進や清掃、美化活動に功績を残した団体、個人を表彰する道路功労表彰式が8月10日、小樽開発建設部で行われ、積丹町商工会女性部の葛西幸子部長が出席、鈴木英一北海道開発局長からの感謝状が伝達されました。

この受賞を心から祝福するとともに、環境美化活動に引き続き尽力されますことをお祈りいたします。



この受賞を心から祝福するとともに、環境美化活動に引き続き尽力されますことをお祈りいたします。

道路環境美化活動に尽力

変わっています！ 平成19年4月からの年金制度改正の概要

離婚時の厚生年金の分割

離婚時に当事者間の合意（割合は夫婦間で協議）又は裁判所の決定で定められた割合で、婚姻期間中の厚生年金を分割して受けることが出来るようになりました。（割合は1/2が上限）

70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳以上（厚生労働省令で定める要件に該当する方）の方についても、60歳台後半の年金受給者と同様の仕組みが適用されることとなりました。

65歳以上の方の遺族厚生年金の見直し

ご自身の老齢厚生年金額全額と遺族厚生年金として改正前の制度において受給できた額とご自身の老齢厚生年金額との差額を支給する仕組みになります。

若年期の妻に対する遺族厚生年金及び中高齢寡婦加算の支給対象の見直し

子のいない30歳未満の妻への遺族厚生年金は5年間限りとなります。また、中高齢寡婦加算が「夫の死亡時40歳以上の妻」と変更され、40歳前に夫が死亡された場合は中高齢寡婦加算が加算されません。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ



年金請求などの年金相談 **0570-05-1165**

年金をお受けになって
いる方の年金相談 **0570-07-1165**

受付時間は AM8:30～PM5:15（土・日・祝日を除く）

※10570の番号の01を省略したり、市外番号を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。
※電話がつかない場合は、郵便での問い合わせも可能です。
①ねんきんダイヤルは、各都道府県の電話を基幹とする電話相談センター等のうち、最寄りにお住まいのセンターです。
②受付時間は、一部は電話の受付、店舗にかかるときの受付時間と異なります。
③電話の受付、日中から電話受付の受付時間及びFAXなど電話機によってはご利用いただけます。